

公 告

防衛省共済組合伊丹支部
支部長 増 田 健 吾

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 陸上自衛隊伊丹駐屯地（以下「伊丹駐屯地」という。）において職員、来訪者等の利便性を確保するため、食堂・売店等の設置及び経営を行う業者を募集します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 設置及び経営場所
兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 伊丹駐屯地
- (2) 公募業種及び店舗数
業 種 食堂（1店舗）、喫茶・食事（1店舗）
自衛隊グッズ・土産物（1店舗）、日用品（1店舗）

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一参加資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

3 設置方法

国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

4 公募期間

令和7年9月1日（月）から令和7年9月15日（月）

5 説明会

(1) 日 時

令和7年9月22日（月）午後2時から

(2) 場 所

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1
陸上自衛隊伊丹駐屯地 1号隊舎2階（駐屯地会議室）

(3) 説明事項

募集要領、仕様書内容及び現場説明

(4) 携行品

募集要領、仕様書、参加者の印鑑（認印可）

(5) 注意事項

ア 本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

イ 参加希望者は、①会社名、②参加者役職氏名（各業者2名以内）、③応募業種、④連絡先を令和7年9月17日（水）12:00までに書面（様式自由）にて持参又はFAXにより下記「問い合わせ先」まで通知してください。

なお、FAXでの通知の場合は、届いたことを確実に確認してください。

ウ 伊丹駐屯地に来られる際は、努めて公共交通機関を利用してください。

6 その他

細部については、募集要領による。

7 問い合わせ先

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊厚生科（担当：大垣・原）

電話072-782-0001（FAX3159）

（内線3151・3155）

募集要領

1 概要

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1に所在する陸上自衛隊伊丹駐屯地において、職員、来訪者等の利便性を確保するため、食堂・売店等の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置業種及び店舗数
 - ア 物品販売（食堂） 1店舗
 - イ 物品販売（喫茶・食事） 1店舗
 - ウ 物品販売（自衛隊グッズ・土産物店） 1店舗
 - エ 物品販売（日用品） 1店舗
- (3) その他
詳細は仕様書（その1）及び仕様書（その2）のとおり。

4 応募手続等

- (1) 申請書等の提出
設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書 1部（別紙様式第1）

- (イ) 企画提案書（食堂及び喫茶・食事） 35部（別紙様式第2-1）
次の事項（会社概要）について、必ず全て記載すること。
- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
 - b 営業日及び営業時間
 - c 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
 - d 店舗レイアウト図（平面図）（別紙様式第4）
 - e 店舗イメージ図（外観、内装等イメージ図）（別紙様式第5）
 - f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
 - g 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - h 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - i 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - j 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応したかを記載）
 - k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - l 防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する防衛省店との違い等）
 - m その他のアピールポイント
 - n 販売予定商品と同等の商品の写真（デジタル写真可 販売予定価格を記入）16枚以内（日本産業規格A4に各4枚以内貼付）（別紙様式第6）
- (ウ) 企画提案書（その他） 35部（別紙様式第2-2）
次の事項（会社概要）について、必ず全て記載すること。
- a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
 - b 営業日及び営業時間
 - c 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー、クレジットカード、プリペイドカード、売り掛けの対応等）
 - d 店舗レイアウト図（平面図）（別紙様式第4）
 - e 店舗イメージ図（外観、内装等イメージ図）（別紙様式第5）
 - f ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
 - g 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - h 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - i 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - j 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
 - k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - l 防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点、他の路面店舗と防衛省店との違い等）
 - m その他のアピールポイント
- (オ) 企画提案書付属書類 1部
販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業規格A4）
- (カ) 希望区画順位表 1部（別紙様式第7）

(キ) その他関係書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。

- a 業務確約書（別紙様式第8）
- b 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後3か月以内のもの
- c 営業経歴書

会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
- d 財務諸表
 - (a) 個人

直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人

直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書

発行後3か月以内のもの

 - (a) 個人

その3の2
 - (b) 法人

その3の3
- f 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- g 印鑑証明書

発行後3か月以内のもの
- h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ）
- i 誓約書（別紙様式第9）
- j 役員名簿（別紙様式第10）

注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

陸上自衛隊伊丹駐屯地業務隊厚生科共済班
 （住所）兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1
 （電話）072（782）0001（内線3151）

ウ 提出期限

令和7年9月30日（火）午後5時まで

(2) 応募者の失格

アからカまでのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

5 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。

6 業者決定後の提出書類

決定業者に別途通知する。

申請書

令和 年 月 日

防衛省共済組合伊丹支部長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

兵庫県伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1に所在する陸上自衛隊伊丹駐屯地において、食堂、売店等を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

〈申請を行う業種〉

業 種	場 所

〈記入例〉

業 種	場 所
食堂	厚生センター1階

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書（食堂及び喫茶・食事）

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表
イ	営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営業：有 ・ 無 営業時間：
ウ	精算方法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
エ	店舗レイアウト図 （平面図）
オ	店舗イメージ図 （外観、内装等食堂イメージ図）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
ク	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
ケ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
コ	衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
サ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
シ	防衛省における営業方針 （職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する防衛省店との違い等）
ス	その他のアピールポイント
セ	販売予定商品と同等の商品の写真

企画提案書（その他）

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

ア	主な販売予定商品・販売価格表
イ	営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営業： 有 ・ 無 営業時間：
ウ	精算方法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
エ	店舗レイアウト図 （平面図）
オ	店舗イメージ図 （外観、内装等売店イメージ図）
カ	ポイントカードの導入及びポイント付加サービスの有無
キ	災害発生時の会社及び出店店舗の対応
ク	従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
ケ	省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
コ	衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴 （行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載）
サ	クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
シ	防衛省における営業方針 （職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する防衛省店との違い等）
ス	その他のアピールポイント

主な販売予定商品・販売価格表（食堂及び喫茶・食事）

商品名	販売価格 (円)	市場価格 (円)	カロリー	食材率

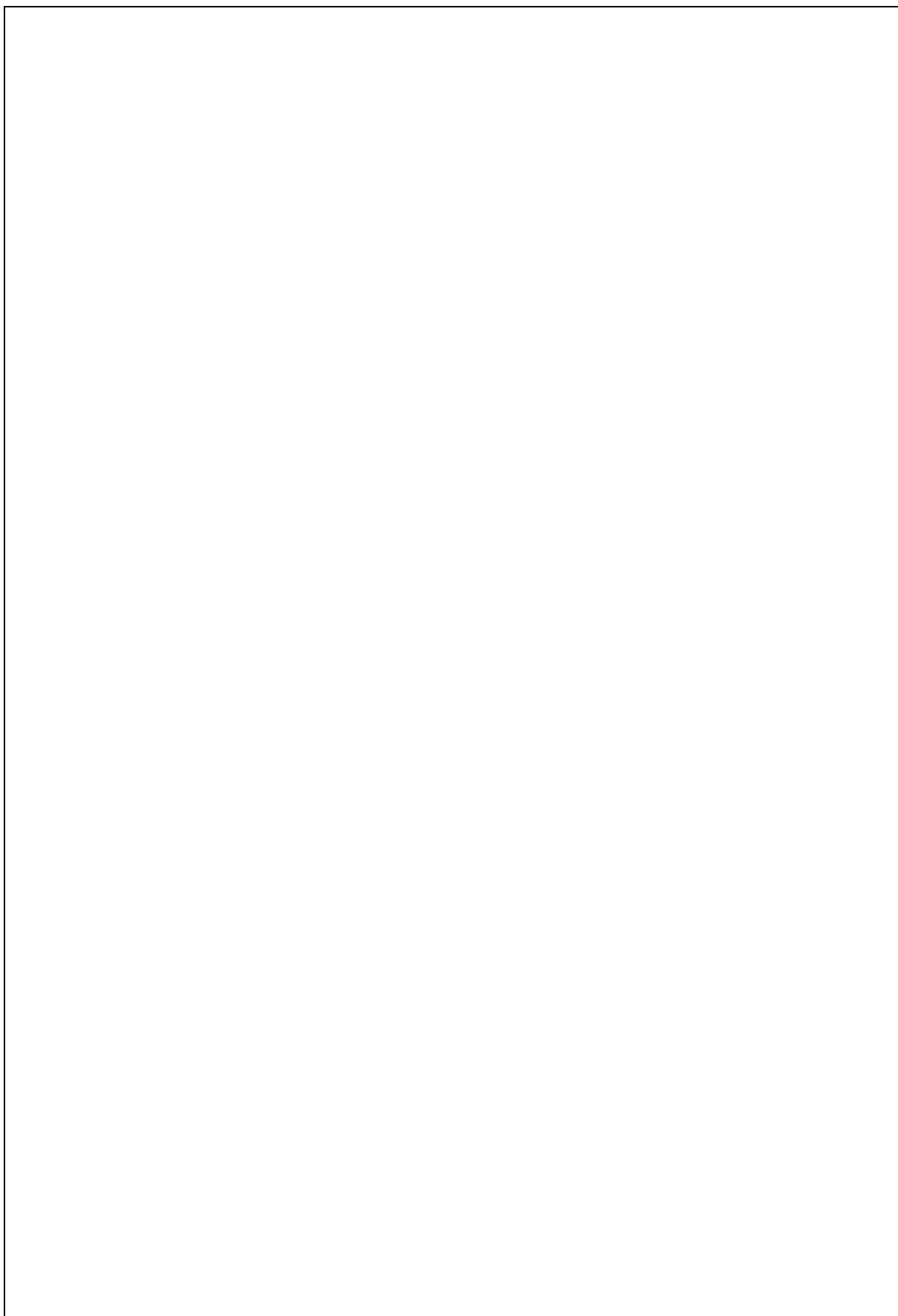
注：価格は税込みとする。

主な販売予定商品・販売価格表（その他）

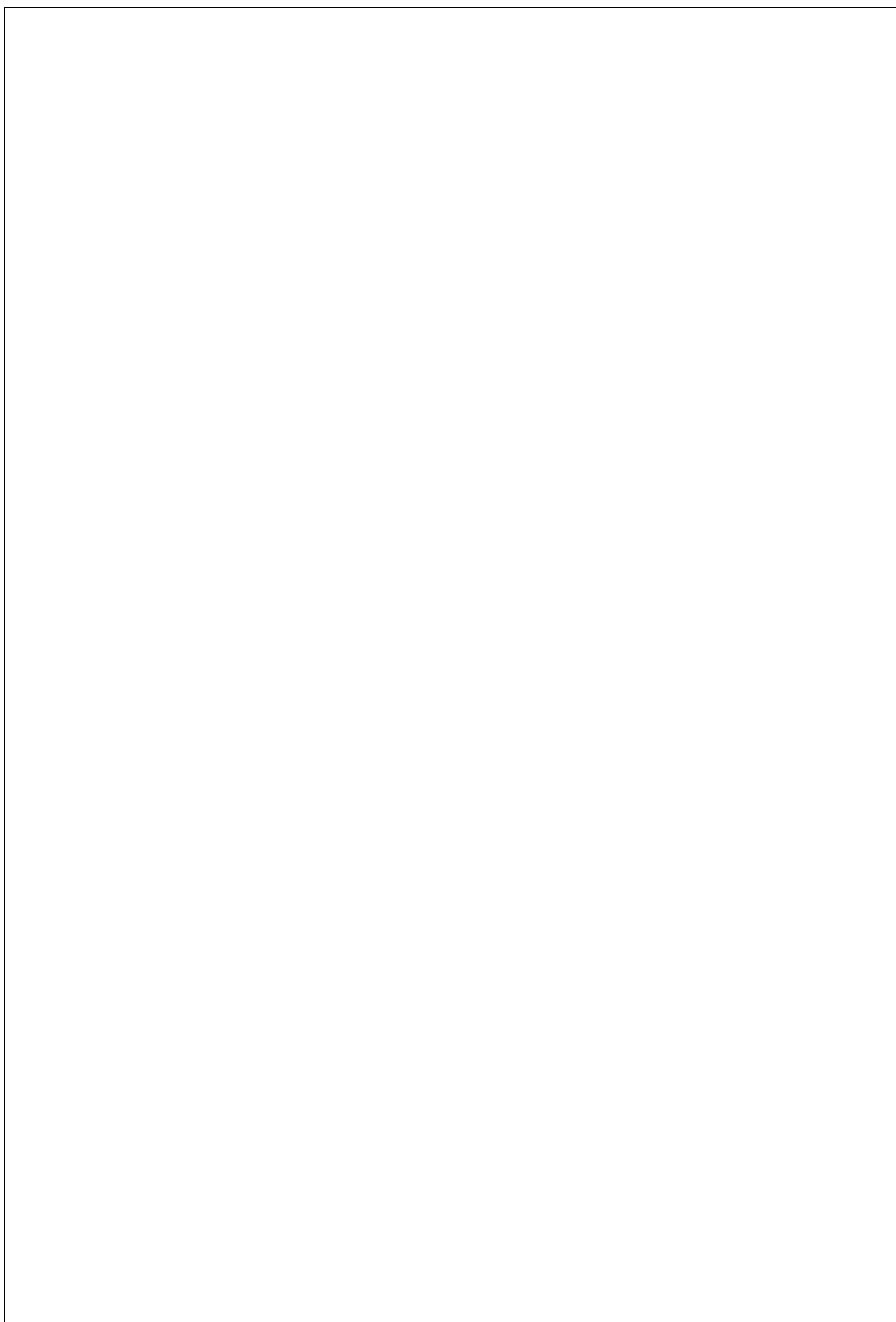
メーカー名	商品名	企画等	販売価格 (円)	市場価格 (円)

注：価格は税込みとする。

店舗レイアウト図



店舗イメージ図



販売予定商品と同等の商品の写真（4枚×4枚＝16枚以内）

<p>商品名_____ 販売価格_____円 カロリー_____Kcal</p>	<p>商品名_____ 販売価格_____円 カロリー_____Kcal</p>
<p>商品名_____ 販売価格_____円 カロリー_____Kcal</p>	<p>商品名_____ 販売価格_____円 カロリー_____Kcal</p>

注：並び順は、別紙様式第3に合わせる。

希望区画順位表

留意事項：必ず営業可能な区画のみ記入すること。

業者名： _____

要望業種	設置場所	面積	希望順位

(記入例)

要望業種	設置場所	面積	希望順位
食堂	厚生センター1階	58.62m ²	1

業務確約書

令和 年 月 日

防衛省共済組合伊丹支部長 殿

「陸上自衛隊伊丹駐屯地における食堂、売店等の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国又は防衛省共済組合伊丹支部が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第10の様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省共済組合伊丹支部長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

仕様書（その1）

- 1 業務件名
陸上自衛隊伊丹駐屯地における食堂、売店等の設置及び経営
- 2 業務内容
食堂、売店等の設置及び経営の業務
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、防衛省共済組合伊丹支部長（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 甲は、食堂、売店等の設置場所に係る国有財産の使用許可を近畿中部防衛局長（以下「乙」という。）より得て委託売店設置者（以下「丙」という。）に使用させる。
 - (2) 国有財産の使用許可は、乙が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ア 丙が許可条件に違反したとき。
 - イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ウ 国において使用物件を必要とするとき。
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復（※）し、返還すること。ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国及び甲に対し、一切の補償を請求することはできない。

※ 原状に回復とは、使用物件の維持保存による清掃を行った上で、故意や不注意、又は手入れ不足等で汚したり、壊したりした部分の修繕及び模様替え等行った箇所の撤去を行うことをいうものとする。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 甲が得た国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書及び仕様書（その2）の全記載事項を遵守できること。

6 管理手数料

別紙のとおり

7 光熱水料

丙は、管理手数料とは別に、国が算定した本業務に要する光熱水料（電気、上下水道）を負担しなければならない。また、毎月、陸上自衛隊中部方面会計隊の指定した期日までに光熱水料を支払うものとし、指定した期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

なお、これにかかる積算電力計並びに水道メーター等の計量器の整備及びガス料金（プロパンガス）は自己負担とする。

8 業務期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、令和18年3月31日まで国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については施設の状況等により変更もあり得る。

※ 設置及び撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

9 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

10 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、国、甲及び乙の名義を使用してはならない。

11 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において食堂、売店等を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び適正な排水等の維持について、関係法令及び規則等を遵守し、常に注意する。

丙に起因する事故発生の場合は、自らの責任において、損害の賠償及び施設の原状回復等を行い、国、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

- (2) 丙は、自らの責任において保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (3) 丙は、従事者の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (4) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

- (5) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。
- (6) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

12 衛生管理

- (1) 丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、甲が陸上自衛隊環境衛生規則に基づき実施する環境衛生監視指導において、環境衛生管理上の不備事項を指摘された場合、これに従い、速やかに改善して甲に対して報告すること。

13 情報保全の順守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た国及び甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を順守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を順守させるために必要な措置を採らなければならない。

14 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して国及び甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

15 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、6か月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

16 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い、販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 丙は、本業務の遂行に当たり、甲の担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。
- (4) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (5) 食堂、売店等の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

- (6) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (7) 丙は、使用物件の維持保存（※）のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- なお、排水管については、年1回以上高圧洗浄を実施し、担当職員に報告書を提出すること。
- ※ 使用物件の維持保存とは、例えば厨房ダクトのグリスフィルター、厨房グリストラップ、排水管及び空調フィルターといった付帯設備（工作物）の使用に応じた定期的な清掃を含むものである。
- (8) 丙は、国が計画した防災訓練について、国の指示に基づき参加すること。
- (9) 丙は、駐屯地の防衛・警備、消防及び隊務運営上の必要性により国が実施する所要の統制に従わなければならない。
- この際、本統制により生じた経営の減少について、国に請求することはできない。
- (10) 丙は、国が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
- なお、丙は、停電作業等が原因で使用機器及び食材類の損害があった場合は、国、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (11) 丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲の担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (12) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合、営業許可を取得した後、販売すること。
- (13) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (14) 丙は、毎日、設置場所及び厚生センター共用部分の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (15) 丙は、空調設備の運転、温度調節等は国の基準に従うものとする。
- (16) 丙は、本業務の従事者の健康診断書（写し）及び調理、配膳従事者については月1回の検便に関する結果について、担当職員に提出しなければならない。
- (17) 丙は、毎月の売上月計表を翌月の初日まで、毎月の収支報告書については翌月の10日まで、毎事業年度の損益計算書については翌事業年度の5月31日までに担当職員へ提出しなければならない。
- (18) 丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、業務従事前に従事者名簿を提出するものとする。また、従事者名簿の記載事項について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲が指示する書類を、担当職員に提出しなければならない。

- (19) 丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲の担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（食堂、売店等の営業停止を含む）に従わなければならない。
- (20) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (21) 丙は、本仕様書、仕様書（その2）に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により国、甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次年度以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (22) 丙は、公募説明会及び決定業者に対する説明会での遵守事項に違反した場合並びに甲が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない（国有財産使用許可の更新をしない）場合がある。
- (23) 食堂、売店等の設置及び経営に当たり、大規模災害が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
- (24) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲の担当職員及び丙の間で協議する。

17 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

18 貸付品

- (1) 丙は、甲に貸付品の使用料を支払うこと。使用料は年度ごとに別途指示する。
- (2) 丙は、自己の都合により本業務を解除した場合、残期間に相当する使用料を請求することはできない。
- (3) 貸付品の引渡し、管理、修理及び返納（機材の故障、経年劣化等により使用不可又は使用するに耐えない状態の場合の機材撤去及び付帯工事等を含む）に要する費用は、丙の負担によるものとする。
- (4) (3)の返納時の機材搬入場所は、担当職員が別途指示する。
- (5) (3)の貸付品返納後、丙が設置した機材等は、退去の際に丙の負担により撤去する。

管理手数料の月額算出等について

1 常設委託売店を使用する経営委託の場合

- (1) 経営委託期間が1会計年度を経過している場合（甲が本契約締結後、5年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託する場合において、見直し前の経営委託期間が1会計年度を経過しているときを含む。）

○ 計算式（※1）： $(A+B+C) \times$ 次の表に掲げる前年度売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率 $\div 12$

A：前年度の標準税率対象商品の売上額

B：前年度の軽減税率対象商品の売上額 $\div (1 + \text{軽減税率}) \times (1 + \text{標準税率})$ （円位未満切捨て）

C：前年度の印紙、証紙及び物品切手等の売上額（※2） $\times (1 + \text{標準税率})$ （円位未満切捨て）

前年度売上額(A)	手数料率(B)	納付期日
360万円未満	0%	当月の15日
360万円以上480万円未満	1%	
480万円以上600万円未満	2%	
600万円以上720万円未満	3%	
720万円以上840万円未満	4%	
840万円以上	5%	

※ チケット業者による印紙及び証紙の売上額はCに含めずAに含める。

- (2) 経営委託期間が1会計年度を経過していない場合

○ 計算式： $(A+B+C) \times$ 次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率

A：各月の標準税率対象商品の売上額

B：各月の軽減税率対象商品の売上額 $\div (1 + \text{軽減税率}) \times (1 + \text{標準税率})$ （円位未満切捨て）

C：各月の印紙、証紙及び物品切手等の売上額（※） $\times (1 + \text{標準税率})$ （円位未満切捨て）

各月売上額(A)	手数料率(B)	納付期日
30万円未満	0%	当月の15日
30万円以上40万円未満	1%	
40万円以上50万円未満	2%	
50万円以上60万円未満	3%	
60万円以上70万円未満	4%	
70万円以上	5%	

※ チケット業者による印紙及び証紙の売上額はCに含めずAに含める。

2 常設委託売店を使用しない経営委託の場合

- 計算式：(A + B) × 次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率

A：各月の標準税率対象商品の売上額

B：各月の軽減税率対象商品の売上額 ÷ (1 + 軽減税率) × (1 + 標準税率)
(円位未満切捨て)

各月売上額(A)	手数料率(B)	納付期日
30万円未満	0%	当月の15日
30万円以上	0.5%	

3 管理手数料の端数処理

管理手数料の金額に円位未満の端数が生じた場合は、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。

使用料の月額算出について

1 元金償還相当額

- (1) 元金分 投資額 $\times (1 / \text{耐用年数}) \times (1 / 12) = a$
- (2) 金利分 投資残額 $\times \text{利率} C \times (1 / 12) = b$
- (3) 前号に規定する利率 C は、防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則第16条第1項第1号ウに規定する甲が別に定める利率 C とする。

$$a + b = A$$

ア 投資額とは、資産の取得価額であり、新規に取得した場合はその全額、一部耐用年数を経過している場合は減価償却累計額を控除した額とする。

イ 施設等全体の一部を使用させる場合は、全体に対する使用させる部分の割合による。

ウ 耐用年数とは、新規に取得した場合は法定耐用年数、一部耐用年数を経過している場合は使用開始後の残存耐用年数とし、この残存耐用年数に1年未満の端数がある場合の「 a 」の算出は、投資額を残存耐用年数に相当する月数で除したものである。

エ 投資残額とは、投資額から各月末における元金回収累計額（未収金を含む。）を差し引いた額である。

オ 使用させる資産の取得が「器具・備品」科目による場合は、金利についての計算は除外する。

2 経費負担相当額

$$\text{年間所要経費額} \times (1 / 12) = B$$

（年間所要経費額＝使用させる資産に係る火災保険料、固定資産税等の相当額）

3 使用料月額

$$\text{使用料月額} = (A + B) \times (1 + (\text{消費税} + \text{地方消費税}) \text{率})$$

4 第1項第1号及び第2号並びに第2項の計算において生じた円位未満の端数については、それぞれ切り上げ、第3項については切り捨てるものとする。

5 使用料は、使用させる資産の投資額の金額を回収するまでの間、徴収する。

なお、第2項の経費負担相当額については、使用させる資産の投資額の高額回収後においても引き続き徴収するものとする。

6 平成22年12月31日以前に組合が取得し丙に使用させる資産については、前各項の規定にかかわらず、当該資産に係る使用料は免除する。

※ 第6項の規定は、事務取扱要領第1号（平成22年12月8日）附則の規定により使用料を免除する資産を使用させる場合にのみ記載し、これ以外の場合はこの第6項を協定書に記載しないこと。また同項の規定は組合員数が500名以下の小支部等（組合員数が500名以下の支部の所属所並びに支部の一部を構成している部隊及び機関を含む。）において適用するものであり、組合員数については防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則第5条の2の委託業者選定にかかる広告掲載日の属する月の前月末のものを適用すること。

仕様書（その2-1）

- 1 募集業種
食 堂

- 2 設置場所
厚生センター1階

- 3 国有財産使用許可面積
食堂：58.62㎡

- 4 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日を基準とする。
 - (2) 営業時間
11：00～19：00を基準とする。

- 5 販売品目及びサービス
定食、丼物、麺類、総菜等
※1 専門店による営業も可能
※2 アルコール・ノンアルコール（アルコール度数0.00%）類の提供は不可

- 6 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を国、甲及び乙に請求することはできない。

- 7 既存店舗保有備品等
既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。

仕様書（その2-2）

- 1 募集業種
喫茶・食事
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用許可面積
喫茶店：58.62㎡
- 4 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日を基準とする。
 - (2) 営業時間
11：00～19：00を基準とする。
- 5 販売品目及びサービス
コーヒー、軽食、喫茶
※1 専門店による営業も可能
※2 アルコール・ノンアルコール（アルコール度数0.00%）類の提供は不可
- 6 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を国、甲及び乙に請求することはできない。
- 7 既存店舗保有備品等
既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。

仕様書（その2-3）

- 1 募集業種
自衛隊グッズ・土産物店
- 2 設置場所
厚生センター1階
- 3 国有財産使用許可面積
12.40㎡
- 4 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日を基準とする。
 - (2) 営業時間
11:00～19:00を基準とする。
- 5 販売品目及びサービス
防衛省・自衛隊関連のキャラクターグッズ、記念品、土産物等
- 6 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を国、甲及び乙に請求することはできない。
- 7 既存店舗保有備品等
既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。

仕様書（その2-4）

- 1 募集業種
日用品

- 2 設置場所
厚生センター1階

- 3 国有財産使用許可面積
24.00㎡

- 4 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日を基準とする。
 - (2) 営業時間
11:00～19:00を基準とする。

- 5 販売品目及びサービス
日用品
※ 既設店舗と同様の取扱商品がある場合は別途協議

- 6 その他の営業条件
国の行事又は緊急時等は原則として国が使用することとし、詳細についてはその都度別途協議する。
なお、その際に要した費用等を国、甲及び乙に請求することはできない。

- 7 既存店舗保有備品等
既存保有備品等を引き継ぐ際は、現業者と覚書を作成し、甲に提出すること。